

学校において予防すべき感染症

集団生活を行う学校では、学校保健安全法により、次のような病気が学校感染症として定められています。これらの病気にかかった場合は、感染予防のため出席停止の扱いとなります。

	対象疾病	潜伏期間	出席停止の期間の基準
第一種	ポリオ、ジフテリア、SARS 等		治癒するまで
	インフルエンザ	1～2日	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日(幼児にあっては、3日)を経過するまで
第二種	百日咳	7日	特有の咳が消失するまで、または、5日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	10～12日	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	2～3週間	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。
	風しん(3日はしか)	14～19日	発疹が消失するまで
	水痘(水ぼうそう)	14～15日	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	5～7日	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	4～6週間	感染のおそれなくなるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	2～4日	感染のおそれなくなるまで
	新型コロナウイルス感染症	1～10日 平均5～6日	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後1日を経過するまで
	第三種	腸管出血性大腸菌感染症(O-157等)	4～9日
流行性角結膜炎(はやり目)		4～6日	
急性出血性結膜炎		24～28時間	
コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス、 <u>その他の感染症</u> *			

※その他の感染症 (第3種として扱う場合あり)

条件によっては出席停止の措置が必要と考えられる感染症	通常出席停止の措置は必要ないと考えられる感染症
<ul style="list-style-type: none"> ・溶連菌感染症 ・手足口病 ・ヘルパンギーナ ・RSウイルス感染症 ・感染性胃腸炎 (ノロウイルス、ロタウイルス、サルモネラ、カンピロバクター) 	<ul style="list-style-type: none"> ・アタマジラミ ・水いぼ(伝染性軟属腫) ・とびひ(伝染性膿痂疹)
<ul style="list-style-type: none"> ・ウイルス性肝炎 ・伝染性紅斑 ・マイコプラズマ感染症 ・ヒトメタニューモウイルス 	

「日本学校保健会」資料より引用

< 感染症罹患後、再登校できるまでの期間について >

学校感染症と診断された場合、上記の期間が出席停止となりますので、それを含めて医師と自宅での療養期間を確認してください。登校は出席停止の期間を含む医師から指示のあった療養期間が終了し、本人の症状の改善と体力の回復を確認した後、登校してください。

登校時は、保護者が「学校感染症罹患報告書」(*D-16)を記入→担任→保健室へ提出。

※ 本校において、医師の完治証明書は必要ありません。

(感染性の強い疾患等の場合には証明書を提出してもらう場合もあります)。